広報伊方町

発行所
愛媛県西宇和郡
伊方町
編集
町長公室
印刷所
尾上印刷所
八幡浜市天神通
電話(0894)

# 川永田ニ住宅・町見武道館建設費など

## 四億八千万円追加

## 一般会計総額二十九億円に

第九十四回定例町議会が九月二十八日（会期一日間）開催されました。

昭和五十三年度一般会計補正予算（第二号）、教育委員会委員の任命など町長提出議案十三議案、議員発議二件、陳情九件、請願三件が上程され慎重審議の結果、全議案可決されました。

今回の定例議会で審議された主な議案はつぎのとおりです。

◇　◇

◎視聴覚ライブラリー設置条例制定

学校教育や社会教育において視聴覚教育の振興をはかるために設置されたものです。

### 教育委員に栗田氏再任

◎教育委員会委員の任命

昭和五十三年九月三十日をもって任期満了の町の教育委員会委員に栗田龍彦氏（川永田）が再任されました。

任期は四年間です。

同氏は今回の再任が六期目の就任であり、町教育行政畑のベテランで、その間教育委員長として十二年間卓越した手腕を発揮され、町行政発展のため尽力されています。

◎町道の認定について

"九町矢頭線（延長三百五十メートル）が町道に認定されました。伊方上水道改良工事として三千五百五十万円の費用で大浜、仁田之浜両地区、総延長約四千メートルの改良工事を行ったほか、伊方越簡易水道の沈でん築造工事一式を

◎昭和五十三年度一般会計補正予算（第二号）

今回の補正予算額は四億七千七百五十六万円で、いままでの予算二百七十六万円になります。

◎国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

四百四十二万円追加され、予算総額は四億五千六百七十三万円になりました。

◎水道事業会計補正予算（第二号）

四百七十八万円補正し、総額三千六百十七万円になりました。

◎学校給食特別会計補正予算（第一号）

七十九万円を減額して、四千四百七十九万円としました。

◎昭和五十二年度水道事業会計決算の認定

昭和五十二年度水道事業会計の決算が認定されました。

これを見てみますと、五十二年度単年度で約三万円の黒字決算となりました。また、建設面では、

補正予算の内容は、概略下欄で紹介しています。

## 補正予算の内容

### 柑きつ共同集荷場 / 商工会館 ＞ 新築に補助金（1億1,500万円）

今回補正された予算額は、4億7,756万円で、いままでの予算と合算しますと総額29億2,805万円となりました。この予算額は、前年同期にくらべ7億6,696万円もの増額となっています。

そこで補正予算の主なものを見てみますと、川永田ニの住宅建設（小集落地区改良事業）、柑橘共同集荷場新築事業補助、町商工会館新築事業補助、伊方中学校特別校舎（2号校舎）建設、町見武道館建設費などが含まれています。

### 川永田ニ住宅＝15戸入居

**民生費**

社会福祉大会費25万円。昨年は老人福祉大会を開催しましたが、ことしの場合、社会福祉大会を行なうこととし、その費用が予算化されました。

遺族会への補助金12万円。11月3日に町全体で戦没者の追悼式を開催する費用です。

川永田二住宅建設（小集落地区改良事業）に1億2,400万円。内訳は建設費9,491万円。用地買収及び補償費2,516万円、地質調査費と設計管理費に393万円。鉄筋コンクリート3階建で入居数は15戸です。

小中浦老人憩の家建設545万円。小中浦消防ポンプ格納庫裏の海岸寄りに鉄筋コンクリート2階建の「憩の家」を建設します。2階建のため避難用スロープを併設した建物になります。

### 保健センター3階建に

**衛生費**

保健センター新築工事に2,328万円プラスされ総額7,236万円になりました。建物規模も鉄筋コンクリート2階建から3階建になりました。

同センター設備備品購入費175万円。

同センター新築設計委託料89万円追加され278万円になりました。

排水路整備事業1,440万円。湊浦一の宮の川（延長177m）、前の川（延長168.5m）をコンクリート3面張工法で整備するものです。

**農林水産業費**

柑橘共同集荷場新設事業補助金8,000万円

伊方町農協が事業主体となって、こんご増えつづける晩柑類の集出荷選果場を新築するための補助金です。鉄骨スレート葺一部3階建（延2,490平方メートル）です。建設場所は同農協の養豚飼育施設地で、完成は明年3月末の予定です。

農道開設費200万円補正され500万円に。

ブル施工で農道を新設する場合やコンクリート舗装する際に資材費を補助するものです。その内訳は

農道開設（2線）1,560m、コンクリート舗装（5線）1,730mです。

緑化対策事業264万円。国道バイパス川永田トンネル入口付近を緑化植樹する費用で、サツキ、ツツジなど約1,700本植込むほか、姫コウライ芝張りを行ない、国道筋の環境美化をはかるものです。

大成漁港整備事業500万円。

大成港の護岸106m、消波工20mを整備する工事です。

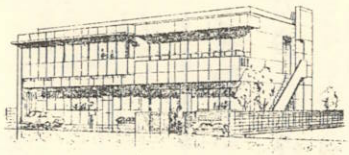

商工会館完成予想図

**商工費**

町商工会館新築事業補助金3,500万円。

町内商工業者の方々の拠点となる商工会館が建設されますが、それの補助金です。鉄筋コンクリート2階建（延332.29平方メートル）で冷暖房を完備し、伊方中学校前の伊方大川沿いに建設されます。

**土木費**

生活圏道路舗装新設工事695万円プラスされ795万円になりました。（町道5線の補修）

九町矢頭線用地買収費570万円。

南浦（川永田）荷揚場築造工事94万円。

大浜港整備事業400万円、舟揚場（21.5m）及びけい船岸（23m）を新設する費用です。

湊浦公営住宅建設に587万円プラスされ、総額7,657万円になりました。工事は10月着工し、3月末完成の予定です。

丸岡公園（小中浦）整備事業50万円、国道バイパスの丸岡トンネル中浦側上に桜、モミジを植え整備するものです。

亀浦公園用地買収費150万円。

### 伊方中特別2号校舎も改築

**教育費**

伊方中学校特別校舎（2号校舎）改築工事6,500万円。

この校舎は、現在建設中の校舎の裏側に鉄筋コンクリート2階建の男子用技術教室（木工、金工）を建設するものです。

教育方法改善設備事業用備品購入費360万円。視聴覚ライブラリー関係の予算です。

町見武道館建設6,920万円。

町見中学校運動場東側の用地を買収して武道館を建設します。建物は鉄筋コンクリート2階建で1階が剣道場、2階が柔道場になります。また剣道用具などを購入する費用も予算化されました。

**諸支出金**

町見駐在所建設用地造成工事283万円。
〃　買収費262万円。

## 町見診療所に福谷医師（歯学博士）

待ちに待った町見診療所に福谷敞（たかし）医師がおいでいただき、歯科診療を開始することになりました。

福谷医師は、昭和五十一年三月九州歯科大学大学院歯学研究科を修了されると同時に歯学博士の学位を取得され、現在まで九州歯科大学に在職されていました。

同医師は、昭和二十年生れの三十二歳で、まさに働きざかりです。町では町見診療所建設工事の着手とともに〝医師さがし〟に東奔西走していましたが、西宇和郡歯科医師会学都宮会長のご努力とご協力、福谷医師のあたたかいご理解によって実現したものです。

医師誘致のむずかしさは、この地方の宿名かも知れません。

しかし、立派な先生がおいでいただき、歯科診療が開設されるわけで、まずひと安心です。

こんご、町内のみなさんと親しく接し歯の治療にあたっていただくわけですが、医師不足の折柄、同医師の好意を無にすることのないよう、お互いが肝に銘じたいものです。

### 福谷　敞（たかし）医師の横顔

1、本籍地　山口県徳山市
1、生年月日　S20年12月11日生れ
1、学　歴　・山口県立徳山高校卒
　・九州歯科大学卒業
　・九州歯科大学大学院歯学研究科修了
1、職　歴　・九州歯科大学勤務在職
1、資　格　・歯科医師免許取得
　・学位（歯学博士）取得
1、趣　味　・釣、写真
1、家　族　・妻、子ども2人

### 診療開始は十一月八日から

福谷医師は、既に十月十七日町見診療所に引越されていますが、開診まで機器の点検や医薬品の準備、看護婦さんとの打合せ等、諸準備の都合もあり、本格的な診療開始は十一月八日から行なうことにしています。

なお、診療時間などはつぎのとおりです。

診療時間＝午前九時～十二時
　　午後一時三十分～五時
休診日＝日曜・祝祭日
　　土曜日は午前中のみ

## 選挙人名簿登録者六千百八十四人

選挙人名簿の定時登録者が、別表のとおり登録されました。

これをみますと登録者数は六千百八十四人（昨年六千百九十二人）で、そのうち男子が二千八百九十一人、女子が三千二百九十三人です。この定時登録は、毎年九月一日現在で調査し、九月十日に登録されました。

選挙人名簿に登録しなければならなくなっています。

そこで、今回登録された人は、新しく満二十歳になった人、あるいはすでに選挙権がある人で、伊方町に住所を移して住民基本台帳に三カ月以上登載されている人が

### 選挙人名簿定時登録者数（昭53.9.10）

| 投票区 | 地区名 | 計 |
|---|---|---|
| 第1投票区 | 湊浦1 | 711 |
| | 湊浦2 | 70 |
| | 小中浦 | 184 |
| | 計 | 965 |
| 第2投票区 | 仁田之浜 | 364 |
| 第3投票区 | 大浜 | 506 |
| | 中之浜 | 242 |
| | 計 | 748 |
| 第4投票区 | 河内 | 329 |
| 第5投票区 | 伊方越 | 118 |
| | 亀浦 | 119 |
| | 計 | 237 |
| 第6投票区 | 中浦 | 253 |
| | 川永田1 | 514 |
| | 川永田2 | 151 |
| | 計 | 918 |
| 第7投票区 | 豊之浦 | 589 |
| 伊方地区 | | 4,150 |

| 投票区 | 地区名 | 計 |
|---|---|---|
| 第8投票区 | 奥 | 192 |
| | 向 | 242 |
| | 畑 | 228 |
| | 須賀 | 217 |
| | 久保 | 136 |
| | 西 | 167 |
| | 計 | 1,182 |
| 第9投票区 | 二見 | 127 |
| 第10投票区 | 加周 | 143 |
| | 古屋敷 | 112 |
| | 田之浦 | 220 |
| | 計 | 475 |
| 第11投票区 | 大成 | 126 |
| 第12投票区 | 鳥津 | 124 |
| 町見地区 | | 2,034 |
| 合計 | | 6,184 |

12月1日から

# 道路交通法がかわります

道路交通法が、七年ぶりに大幅改正され、十二月一日から施行されます。

今回の改正は二・三人に一人が運転免許を持つ「国民皆免許時代」を迎えて、クルマ社会の新しい秩序づくりをめざすものです。

主な改正内容はつぎのとおりです。

## ◎暴走行為の禁止

### ジグザグ運転横列運転は懲役六カ月

暴走族に対する取り締まりが一段と強化されました。

これまでは、自動二輪車が道路を横いっぱいに広がって走っていても、センターラインを超えた場合は検挙できるものの、左側通行車線内では取り締まることができませんでした。

これが、十二月一日からは、二台以上の自動二輪車や車を横に連ねて運転したり、道路いっぱいに広がってジグザグ運転、走っている車を包み込んでのいやがらせ――など、共同して交通を妨害したり、他人に迷惑をかける行為をした場合は、全部の車が取り締まりの対象になります。罰則もきびしく懲役六カ月以下、罰金五万円以下。違反点九点で無免許運転よりも重い行政処分を受けます。

## ◎自動二輪、原動機付き自転車

### ヘルメットの着用が義務づけられました

自動二輪車、原動機付自転車の乗車用ヘルメットの着用が、義務づけられました。

自動二輪車に乗る者は、運転する者も、荷台に同乗する者も、必ずヘルメットをかぶらなければいけません。いままでは、最高速度四十キロ未満の道路なら、ヘルメットは不用でしたが

自動二輪車に乗る者は、運転する者も、荷台に同乗する者も、必ずヘルメットをかぶらなければいけません。いままでは、最高速度四十キロ未満の道路を、ヘルメットなしで運転すると、違反点一点です。

また、高速自動車国道や自動車専用道路では、二人乗りしてはいけません。罰則は、いずれも三万円以下の罰金です。

原動機付き自転車に乗るときもヘルメットをかぶらなければいけません。原動機付き自転車に乗って買い物に出かけるお母さんたちも、必ずヘルメットをかぶって運転しましょう。

## ◎行政処分

### "酒酔い"は免許取り消し

麻薬や覚せい剤運転は、事故につながる危険性が強いうえ、麻薬、覚せい剤の常用による中毒症を防ぐ意味も含めての厳罰で、一度の違反で免許は取り消されます。

"麻薬・覚せい剤運転"は、これまで過労運転並みの比較的軽い処分（違反点六点）でしたが、大酒酔、麻薬、覚せい剤運転は絶対にしないようにしてください。

酒酔い運転は従来、十二点でしたが、この改正で十五点に引き上げられました。麻薬・覚せい剤運転と並んでの"最高点"です。

## ◎運転免許制度

### "うっかり免許失効"は六カ月まで救済

免許証の切り替えを、ついうっかり忘れた――の"うっかりサン"への朗報です。

二年目ごとの誕生日前一カ月間が、運転免許証の切り替え日ですが、うっかりするとされてしまいます。昨年一年間で、運転免許証の切り替えを忘れた人は、全国で三十四万人もいるのです。ただ、誕生日後三カ月間は、適格検査を受けて合格すれば、免許証は交付されます。昨年、この期間に思い出した人が二十七万人。期限は残念ながら過ぎると、学科試験、技能検査を受けて――つまり、初めからやり直しということになるのです。

このような"うっかりサン"を救おうと、これまで三カ月だった"救済期間"が六カ月に延長されました。

## 優良ドライバーに恩典

優良ドライバーには、恩典があります。

厳しい取り締まりばかりが、決して能ではないというわけです。

優秀な運転者にはごほうびをあげ、一層、安全運転に心がけてもらいたいというねらいです。

二年間、無事故、無違反の運転者が、スピード違反や信号無視など違反点一点までの軽い違反を犯し、その後三カ月間無事故、無違反だった場合は、この点数は違反点数からはずされます。

恩典

いままでは、この点数の"消却期間"が一年でしたから、四分の一に大幅短縮されたわけです。

### 無車検・無保険も違反点

いままでは道路交通法違反に問われるのみで、行政処分を受けなかったつぎのような違反も、こんこは処分の対象になります。

無車検、無保険（強制保険）はいずれも違反点六点。

車庫代わりに道路を"使用した"青空駐車"は二点。

夜間の八時間以上の路上駐車が一点。

## あいさつ運動標語

### 高井さんら入選

町の生活運動推進協議会、PTA連合会、教育委員会の三者が共催で「みんなで交し合う あいさつ運動」を強力に推進するため、標語の募集を行ないました。

町内の小中学生、一般の方々から三百五十一点（一人一点）という多数の応募があり、審査の結果、高井由美さん（九町小五年）の作品など入選八点、佳作九点が選ばれ、十月十日の「体育の日」に発表されました。

入選、佳作の標語と入賞者は、つぎのとおりです。

**入選**

◎あいさつで　ふれ合う心　君とぼく　高井由美（九町小五年）

◎あいさつを　かわす家庭の　あたたかさ　池田桂三（町中一年）

◎あいさつに　こめる心の　あたたかさ　池田桂三（町中一年）

◎あいさつの　かわしはじめは　家族から　山下文代（伊中二年）

◎おはようで　ふみ出せ　朝の第一歩　広野恵子（九町）

◎あいさつが　つくる人の和　社会の輪　岡元節子（川永田）

◎あいさつは　まずわが家から　「お早うさん」　梶谷博子（二田之浜）

◎父ちゃんも　照れくさいけど　まずお早う　阿部浩子（川永田）

**佳作**

◎あいさつで　見知らぬ人も　お友達　田中利恵（有寿来小六年）

◎あいさつで　和の輪が広がる　伊方町　井上芳代（豊之浦小六年）

◎あいさつは　心をつなぐ　愛の声　堀内民太（水ケ浦小四年）

◎あいさつは　心と心を　結ぶ糸　金山　寿（二見小四年）

◎あいさつを　かわして明るい　町づくり　松下鶴喜（伊方小六年）

◎あいさつは　豊かな町への　橋渡し　城岡やよい（町中一年）

◎あいさつで　心の通う　おつきあい　大浦真由美（伊中三年）

◎こんにちは　かける一声　明るい郷土　竹内正幸（二田之浜）

◎あいさつは　ますとちらから　笑顔から　岩見愛子（九町）

簡単にできそうで、できない「あいさつ」……

朝夕のあいさつは、感じのよいものです。

町のあいさつ標語もできました。

これを機会に、お互いが気持ちよいあいさつを交し合い、心と心のふれあいを大切にしましょう。

また、各家庭、学校、職場でそれぞれ「あいさつ」の習慣性を身につけることが、何よりも大切ではないでしょうか。

## ＝お礼＝

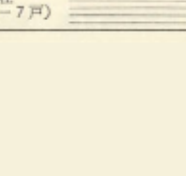

静岡県沼津市東椎路一四四七にお住いの岡山稔氏（大浜出身）より一万円。

広報編集費用にとご寄附いただきました。紙上より厚くお礼申し上げますとともに、ますますのご健康とご活躍をお祈り申し上げます。

## 人

昭和53年9月末現在
世帯数2,541戸（－7戸）

人口 8,996人（男4,294人（＋7人）女4,702人（＋1人））（＋8人）

### えんむすび

昭和53年8月1日～8月31日

### お誕生おめでとう

昭和53年8月1日～8月31日

### おくやみ

昭和53年8月1日～8月31日

### えんむすび

昭和53年9月1日～9月30日

### お誕生おめでとう

昭和53年9月1日～9月30日

### おくやみ

昭和55年9月1日～9月30日

## 最低賃金

### 一日二、二八五円に

愛媛県の最低賃金が十月二日からつぎのように改正されました。

一日　二、二八五円

一時間　二八六円

したがって、この金額よりの低い賃金では、人を雇うことはできません。

このほか、卸・小売業、印刷、食料品製造業、繊維産業、木材・木製品、パルプ・紙、窯業、機械、金属製品、自動車整備業等には、それぞれの業種ごとに最低賃金がきめられております。

なお、くわしいことは八幡浜労働基準監督署（二一一七五〇）へおたずねください。

## おわび

先月号（第一九九号）二ページのお年寄り寄付の中で"兵頭幸三郎さん（中之浜）"となっていますが"菊池幸三郎さん"の誤り、また"桝田伊勢一さん"の住所が"豊之浦"となっていますが"久保"の誤り。

四ページの第三回素人のど自慢大会の入賞者で、◎ガンバッタデ賞＝沼美一さん（町外高知県）は高井和美さん（畑）の誤りにつき、それぞれ訂正しおわびします。